「独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令案及び独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年３月 31 日
農林水産省経営局

「独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令案」及び「独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和８年２月２日から同年３月３日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間中において、当該案に対する意見は寄せられませんでした。

このことから、公表した案のとおり、独立行政法人農業者年金基金法施行規則及び独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）
経営局経営政策課
電話：03-3502-8111（内線 5151）